業務委託契約書

（以下「甲」という）は、株式会社 来い顧問ドットコム（以下「乙」という）に対し、甲の顧問先獲得の為のテレフォンアポイント業務における業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（委託業務）
　甲が乙に対し委託する業務（以下「本業務」という）は、甲の顧問先獲得の為のテレフォンアポイント業務とする。（乙が顧問先見込企業と面会の予約を取り、会えた段階で１件の紹介とする。）

第２条（委託期間）
　委託業務の期間は１件目アポイント訪問日より　　ヵ月間とする。契約継続時は本書面の第２条、第３条以外を引き続き引用するものとし、第２条、第３条は別途お申込書記載のとおりとする。

第３条（委託料とその支払い）
　甲が乙に対し支払う委託料は、顧問先見込　　件分　　円（消費税込）とする。その支払いは乙がアポイント業務開始前に乙の指定する銀行口座に現金振込みにて実施するものとし、振込手数料は甲の負担とする。但し保証件数　　件に満たない場合は、契約終了日より１ヵ月以内に未達件数×　　円を甲の指定する口座に返金するものとする。（甲の都合でアポイントスケジュールに余裕がなく　　ヵ月経過した場合は例外として期間拘束による返金はないものとする。）

第４条（成果物の権利帰属）
　委託業務により作成された成果物に関する無体財産権及び有体物に関する一切の権利は、甲に帰属する。

第５条（秘密保持）
　甲及び乙は本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

第６条（報告義務）
　乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない。また、甲はアポイント指定日に面談できなかった場合速やかに乙へ報告しなければならない。

第７条（契約解除）
　当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。また、甲の責めに帰すべき事由にて委託期間が経過した時、乙は甲が委託契約を放棄したものとみなし、双方何ら債権債務なく、本契約を解除することができる。

第８条（協議）
　本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書２通作成し、各自記名捺印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲：

乙：東京都新宿区新宿 2-12-1 松井ビル４階
株式会社 来い顧問ドットコム
代表取締役　片倉　英昭